

# 令和4年度から国民健康保険税の 所得割税率・均等割額が変わります



国民健康保険は国民皆保険を支える医療保険制度として、加入者が保険税を出し合い、互いに助け合う制度です。今後も皆さんが安心して医療を受けることができるよう、所得割税率・均等割額を改正します。

## 1 国民健康保険税の税率などについて

令和4年度の税率などについては、以下のとおりです。

区分	医療給付費分		後期高齢者支援金分		介護納付金分 (40歳～64歳)	
	改正前	改正後	改正前	改正後	改正前	改正後
所得割税率	6.0%	<b>6.5%</b>	2.0%	<b>2.5%</b>	1.5%	<b>2.5%</b>
均等割額 (1人当たり)	2万1,000円	<b>2万6,000円</b>	8,000円	<b>1万円</b>	1万円	<b>1万2,000円</b>
平等割額 (1世帯当たり)	2万円	据え置き	7,000円	据え置き	8,000円	据え置き
賦課限度額	63万円	据え置き	19万円	据え置き	17万円	据え置き

阿久比町の国民健康保険加入者は減少していますが、少子高齢化、疾病構造の変化による医療の高度化により、1人当たりの医療費は年々増加しており、今後県への納付金額も増加する見込みです。本町の今までの税率などでは納付金を県へ納めることが難しくなります。また、県より標準保険料率(※)が示されており、各市町村は参考にして税率などを改正することとなっています。この2点を考慮して上記の改正となりました。

医療費の適正化・収納率の維持向上を行い健全運営に努めていますので、加入者の皆様には負担をお掛けしますがご理解ください。

### ※ 標準保険料率

国民健康保険制度は平成30年度より、県が運営主体となり広域化されました。そのため各市町村は医療費水準や所得水準に応じた納付金を県へ納め、県からの交付金で医療費の保険負担分の支払いを行っています。その納付金を納めるために、県より市町村ごとの保険料率の標準的な水準が示されています。令和4年度の本町の標準保険料率は以下のとおりです。

区分	医療給付費分		後期高齢者支援金分		介護納付金分 (40歳～64歳)	
	県	差	県	差	県	差
所得割税率	6.70%	<b>△0.20%</b>	2.47%	<b>0.03%</b>	2.54%	<b>△0.04%</b>
均等割額 (1人当たり)	2万8,666円	<b>△2,666円</b>	1万262円	<b>△262円</b>	1万3,047円	<b>△1,047円</b>
平等割額 (1世帯当たり)	1万8,853円	<b>1,147円</b>	6,749円	<b>251円</b>	6,511円	<b>1,489円</b>

